

令和2年度 第2回山口県デジタル・ガバメント構築連携会議 次第

日時:令和3年2月18日(木)10:30~

場所:WEB会議(共用第5会議室)

1 議長あいさつ

2 デジタル・ガバメント構築に向けた国の動向について

- ・デジタル改革関連法案について
- ・地方公共団体の情報システムの標準化・共通化等について

3 デジタル関連の県の取組状況について

- ・デジタル改革に向けた新体制の整備について
- ・デジタル関連の新規事業等について

4 デジタル・ガバメント構築に向けた県・市町の取組状況について

- ・デジタル・ガバメント構築に向けた現状調査の結果について

5 意見交換等

- ・今後の進め方

《会議資料》

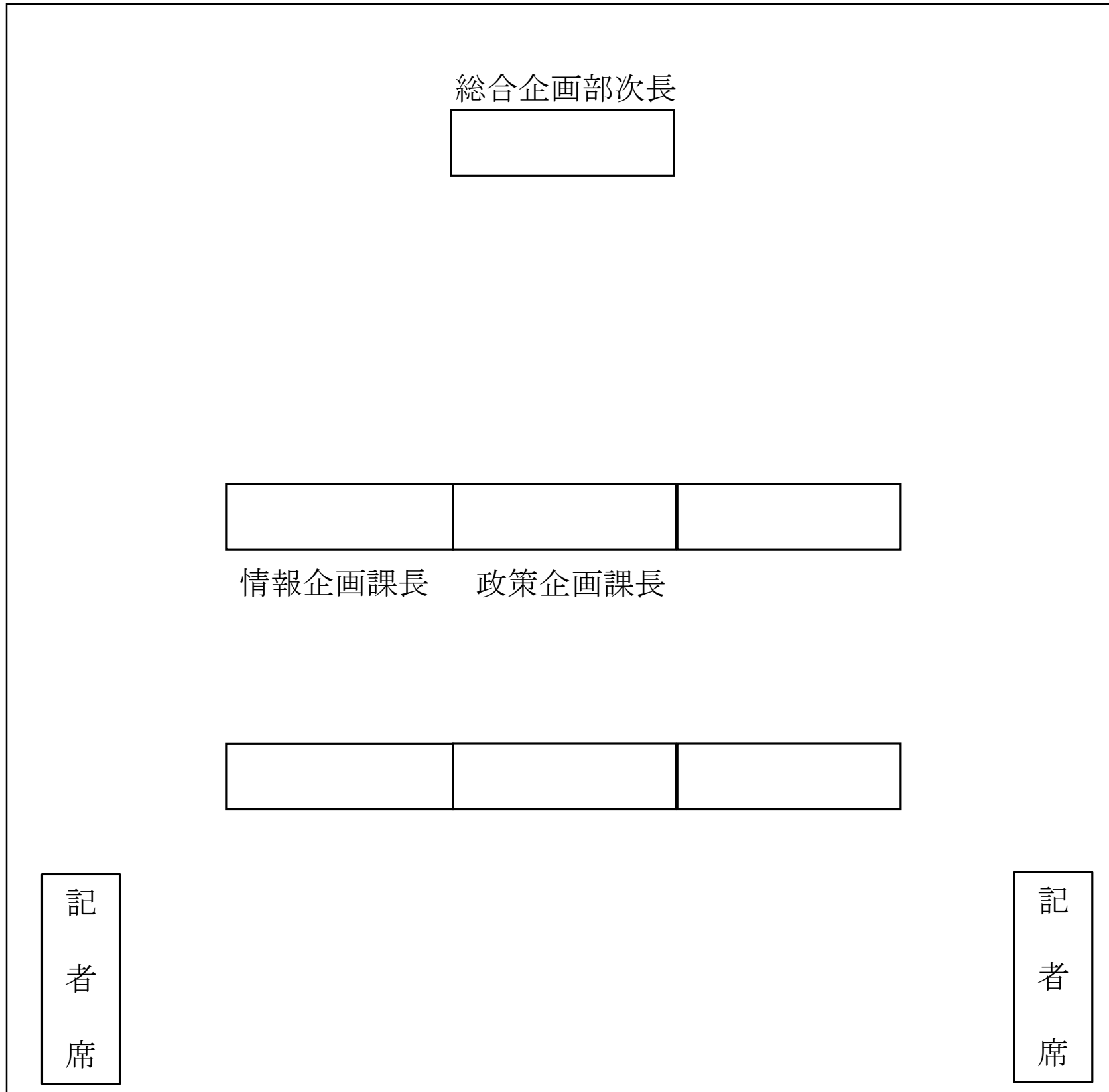
資料1 デジタル・ガバメント構築に向けた国の動向について

資料2 デジタル関連の県の取組状況について

資料3 デジタル・ガバメント構築に向けた県・市町の取組状況について

資料4 意見交換等

令和2年度 第2回山口県デジタル・ガバメント構築連携会議 配席図



デジタル・ガバメント構築に向けた国の動向について

デジタル改革関連法案

1 デジタル社会形成基本法案(仮称)の概要

「デジタル社会」の形成に関する①基本理念②国・地方公共団体及び事業者の責務③施策の策定に係る基本方針④デジタル庁（仮称）の設置並びに重点計画の作成について定めるもの

(1) 基本理念

国民が安心して暮らせる社会の実現、個人及び法人の権利利益の保護 等

(2) 国、地方公共団体及び事業者の責務

国	基本理念にのっとり、デジタル社会の形成に関する施策を形成・実施
地方公共団体	基本理念にのっとり、デジタル社会の形成に関し、 <u>国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定・実施</u>
事業者	基本理念にのっとり、その事業活動に関し、 <ul style="list-style-type: none"> 自ら積極的にデジタル社会の形成の推進に努める <u>国又は地方公共団体を実施するデジタル社会の形成に関する施策に協力するよう努める</u>

(3) 施策の策定に係る基本方針

デジタル社会の形成に関する施策の策定に当たって講じなければならない必要な措置について規定

- 多様な主体による情報の円滑な流通の確保
- 国及び地方自治体の情報システムの共同化 等

(4) デジタル庁の設置

デジタル庁設置法（仮称）により 内閣にデジタル庁を設置を規定
(政府がデジタル社会の形成に関する重点計画を作成)

(5) 施行日

令和3年9月1日

2 デジタル庁設置法案(仮称)の概要

デジタル社会の形成に関する行政事務の迅速かつ重点的な遂行を図ることを任務とするデジタル庁（仮称）を設置することとし、その所掌事務及び組織に関する事項を定めるもの

3 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(仮称)の概要

デジタル社会形成基本法（仮称）に基づきデジタル社会の形成に関する施策を実施するため、個人情報保護に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の関係法律についての所要の整備を行うもの

(1) 個人情報保護制度の見直し（個人情報保護法の改正等）

- ①個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化
- ②医療分野・学術分野の規制を統一するため、国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用
- ③学術研究分野を含めた GDPR（EU一般データ保護規則）の十分性認定への対応を目指し、学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、義務ごとの例外規定として精緻化
- ④個人情報の定義等を国・民間・地方で統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化

施行日：公布から1年以内（地方公共団体関係は公布から2年以内）

(2) マイナンバーを活用した情報連携の拡大等による行政手続の効率化（マイナンバー法の改正の概要）

【個人番号利用事務及び情報連携の対象範囲の拡大】

○国家資格関係事務における個人番号の利用及び情報連携の拡大

医師、看護師、保育士等の国家資格の登録、変更等の事務において、個人番号を利用し、情報連携を可能とすることにより、国家資格の登録や変更手続における戸籍謄本の写しの添付を省略することを可能とする

(施行日：公布から4年以内)

○健康増進事業の実施に関する事務（自治体検診事務）における情報連携の拡大

市町村が転居前の市町村から、情報連携により健診結果等の健康増進事業の実施状況に関する情報の提供を受けることを可能とする（施行日：公布の日）

○高等学校等就学支援金の支給事務における情報連携の拡大（生活保護関係情報の追加）

都道府県が、情報連携により生活保護関係情報の提供を受けることを可能とすることにより、高等学校等就学支援金の申請における生活保護受給証明書の添付を省略することを可能とする

(施行日：公布の日)

- 知的障害者児の判定に関する事務における個人番号の利用及び情報連携の拡大
都道府県が知的障害者及び知的障害児に係る調査又は医学的判定等に関する事務において、個人番号を利用することで、これらの情報を迅速かつ正確に把握することを可能とする (施行日：公布の日)

【特定個人情報の提供制限の例外の追加】

- 従業者本人の同意があった場合 における転職時等の利用者間での特定個人情報の提供

従業員等の転籍・退職があった場合において、本人の同意があるときは、転籍・退職前の勤務先から、転籍・再就職した勤務先に対し、当該従業員等の特定個人情報を提供することを可能とする (施行日：令和3年9月1日)

(3) マイナンバーカードの利便性の抜本的向上、発行・運営体制の抜本的強化 (郵便局事務取扱法、公的個人認証法、住民基本台帳法等の改正の概要)

- ①住所地市区町村が指定した郵便局において、公的個人認証サービスの電子証明書の発行・更新等を可能とする
- ②公的個人認証サービスにおいて、本人同意に基づき、基本4情報（氏名、生年月日、性別及び住所）の提供を可能とする

- ③マイナンバーカード所持者について、電子証明書のスマートフォン（移動端末設備）への搭載を可能とする
- ④マイナンバーカード所持者の転出届に関する情報を、転入地に事前通知する制度を設ける 等

施行日：公布日（①）、公布から2年以内（①以外）

＜発行・運営体制の抜本的強化＞

- ①地方公共団体情報システム機構（J-LIS）による個人番号カード関係事務について、国による目標設定、計画認可、財源措置等の規定を整備
- ②J-LISの代表者会議の委員に国の選定した者を追加するとともに、理事長及び監事の任免に国の認可を必要とする等、国によるガバナンスを強化
- ③電子証明書の発行に係る市町村の事務を法定受託事務化 等

施行日：令和3年9月1日

（4）押印・書面の交付等を求める手続の見直し（48法律の改正）

- 押印を求める各種手続についてその押印を不要とするとともに、書面の交付等を求める手続について電磁的方法により行うことを可能とする

施行日：令和3年9月1日（施行までに一定の準備期間が必要なものを除く）

4 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律案(仮称)の概要

各行政機関の長等が行う公的給付の支給等に係る金銭の授受に利用することができる預貯金口座を、内閣総理大臣にあらかじめ登録し、当該行政機関の長等が当該金銭の授受をするために当該預貯金口座に関する情報の提供を求めることができることとするとともに、個別の法律の規定によらない一定の公的給付の支給を実施するための基礎とする情報について個人番号を利用して管理できることとする等により、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施を図るもの

＜預金口座の登録＞

・口座の登録申請の方法

預貯金口座の登録を希望する者は、マイナポータル及び金融機関の窓口からの登録申請が可能 行政機関等が取得した又は保有している預貯金口座についても、本人同意により、登録が可能

・口座情報の利用

緊急時の給付金や児童手当などの公的給付の支給等を対象とする(68の事務)
(施行日：公布から2年以内)

5 預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律案(仮称)の概要

(1) 預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理

預貯金者の意思に基づくことを前提とし、一度に複数の金融機関の預貯金口座への付番が行える仕組みや、マイナポータルからも登録できる仕組みを創設し、個人番号の利用による預貯金口座への付番を促進する

(2) 災害時又は相続時における預貯金口座に関する情報の提供

災害時又は相続時に預貯金者又はその相続人から求められた場合に、預金保険機構が個人番号を利用して当該預貯金者を名義人とする預貯金口座を特定し、当該預貯金口座に関する情報を提供できる仕組みを創設することにより、預貯金者の利益の保護を図る

(施行日：公布から3年以内)

6 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案(仮称)の概要

①情報システムの標準化の対象範囲

- ・各地方自治体の事務の処理の内容の共通性、住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化の観点から、標準化の対象となる事務を政令で特定
 - ※児童手当、住民基本台帳、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、就学、国民健康保険、国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、健康管理、児童扶養手当、子ども・子育て支援

②国による基本方針の作成

- ・政府は、地方公共団体の情報システムの標準化の推進について、基本方針を作成
- ・内閣総理大臣、総務大臣及び所管大臣が、関係行政機関の長に協議、知事会・市長会・町村会から意見聴取の上、方針案を決定

③情報システムの基準の策定

- ・所管大臣は、①の事務の処理に利用する情報システムの標準化のための基準（省令）を策定
- ・内閣総理大臣及び総務大臣は、データ連携、サイバーセキュリティ、クラウド利用等各情報システムに共通の事項の基準（省令）を策定

④基準に適合した情報システムの利用

- ・ 地方公共団体が①の事務の処理に利用する情報システムは、③の省令で定める期間内に基準に適合することが必要
- ・ ①の事務と一体的に処理することが効率的である場合に、基準に適合する情報システムの機能について、①の事務以外の事務を処理するために必要な最小限度の追加等が可能

⑤その他の措置

- ・ 地方公共団体は、国による全国的なクラウド活用の環境整備の状況を踏まえつつ、当該環境においてクラウドを活用して情報システムを利用するよう努める
- ・ 国は、標準化のために必要な財政措置を講ずるよう努めるとともに、地方公共団体が基準への適合を判断するための支援等を実施

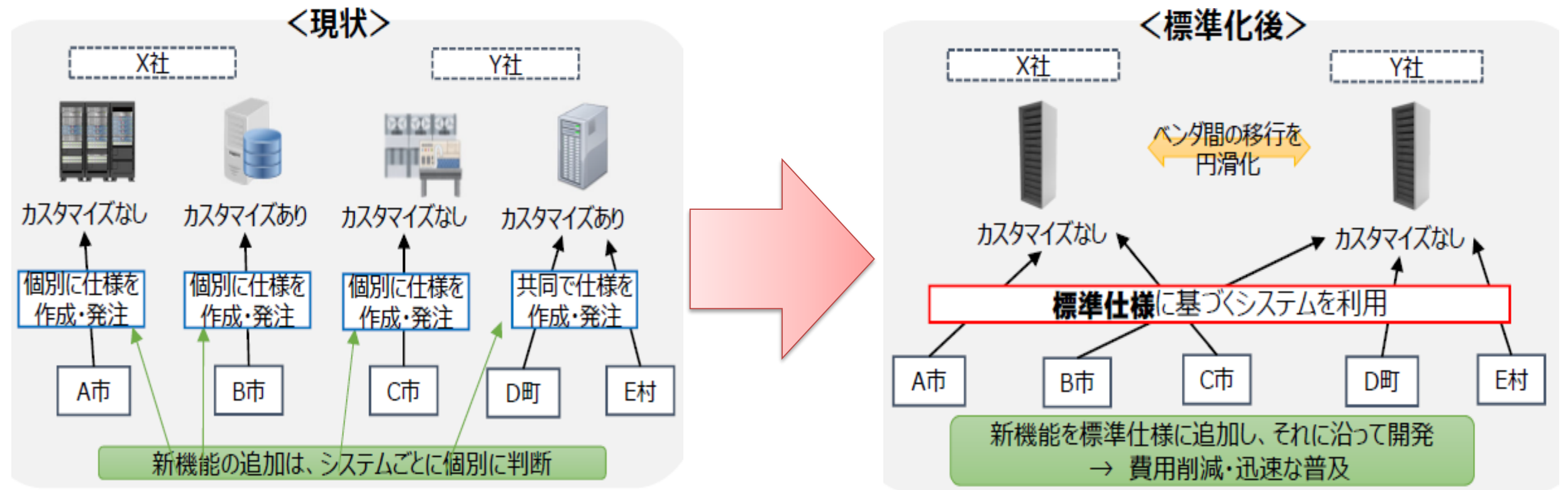
⑥施行日

令和3年9月1日

地方公共団体の情報システムの標準化・共通化等について

1 標準化・共通化

(1) 標準化のイメージ

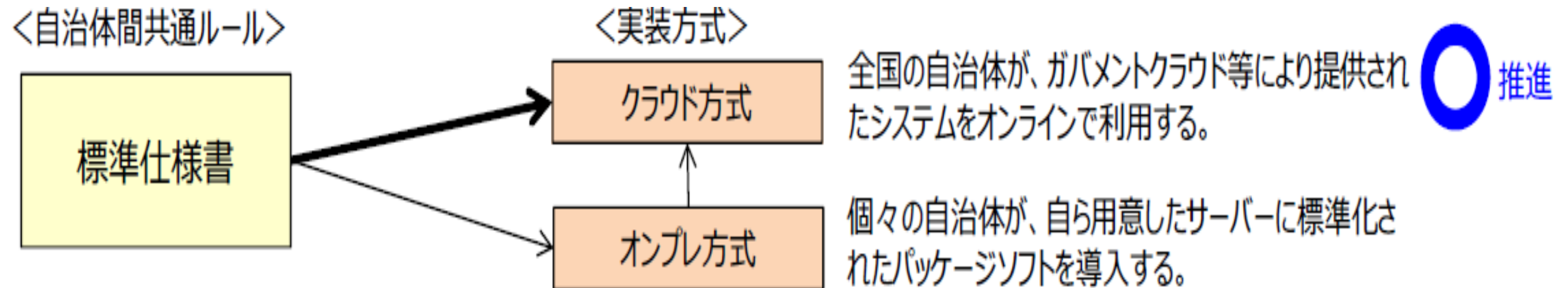


- 維持管理や改修に重複投資が発生
- 調達コストが大きく、クラウド利用が円滑に進まない
- 申請手続きのオンライン化・デジタル化の取組等が全国的に迅速に普及しない

国が基幹系情報システムの基準（標準仕様）を策定し、地方公共団体には当該基準に準拠したシステムの利用を求める法的な枠組みを構築

(2) 業務システムの統一・標準化の作業方針の見直しについて

- 標準仕様書は、どの実装方式にも必要



- データ要件等の詳細化

目的：国民サービスの向上・自治体の業務効率化

- ① データ要件等は、デジタル庁が制度を所管する府省等の協力を得て詳細化
- ② 記載方法の最新化・明瞭化
- ③ ぴったりサービスとの連携等の新しい機能の追加

- 各省庁が策定する業務要件・業務フローの見直し

デジタル3原則（デジタルファースト・ワンスオンリー・ワンストップ）

- 自治体の意見を丁寧に聞いて進める

(3) 地方公共団体のデジタル基盤改革の推進

- 各地方公共団体がデジタル基盤改革を計画的に取り組むことができるよう、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)に基金を設け、地方公共団体の取組を支援

令和2年度第3次補正予算(案)

- 1 自治体情報システムの標準化・共通化** 1,509億円【基金(令和7年度まで)】
 - ・ 基幹系情報システムについて、「(仮称)Gov-Cloud」への移行のために必要となる準備経費(現行システム分析調査、移行計画策定等)やシステム移行経費(接続、データ移行、文字の標準化等)に対する補助(国費10/10)
- 2 オンライン手続の推進(マイナポータル)** 250億円【基金(令和4年度まで)】
 - ・ マイナポータルと地方公共団体の基幹システムのオンライン接続のための機器設定、連携サーバ等の設置に要する経費に対する補助(国費1/2)
- 3 次期自治体情報セキュリティクラウドへの移行** 29億円【基金(令和4年度まで)】
 - ・ 国が設定した高いセキュリティレベルのセキュリティクラウドへの移行に要する経費に対する補助(国費1/2)

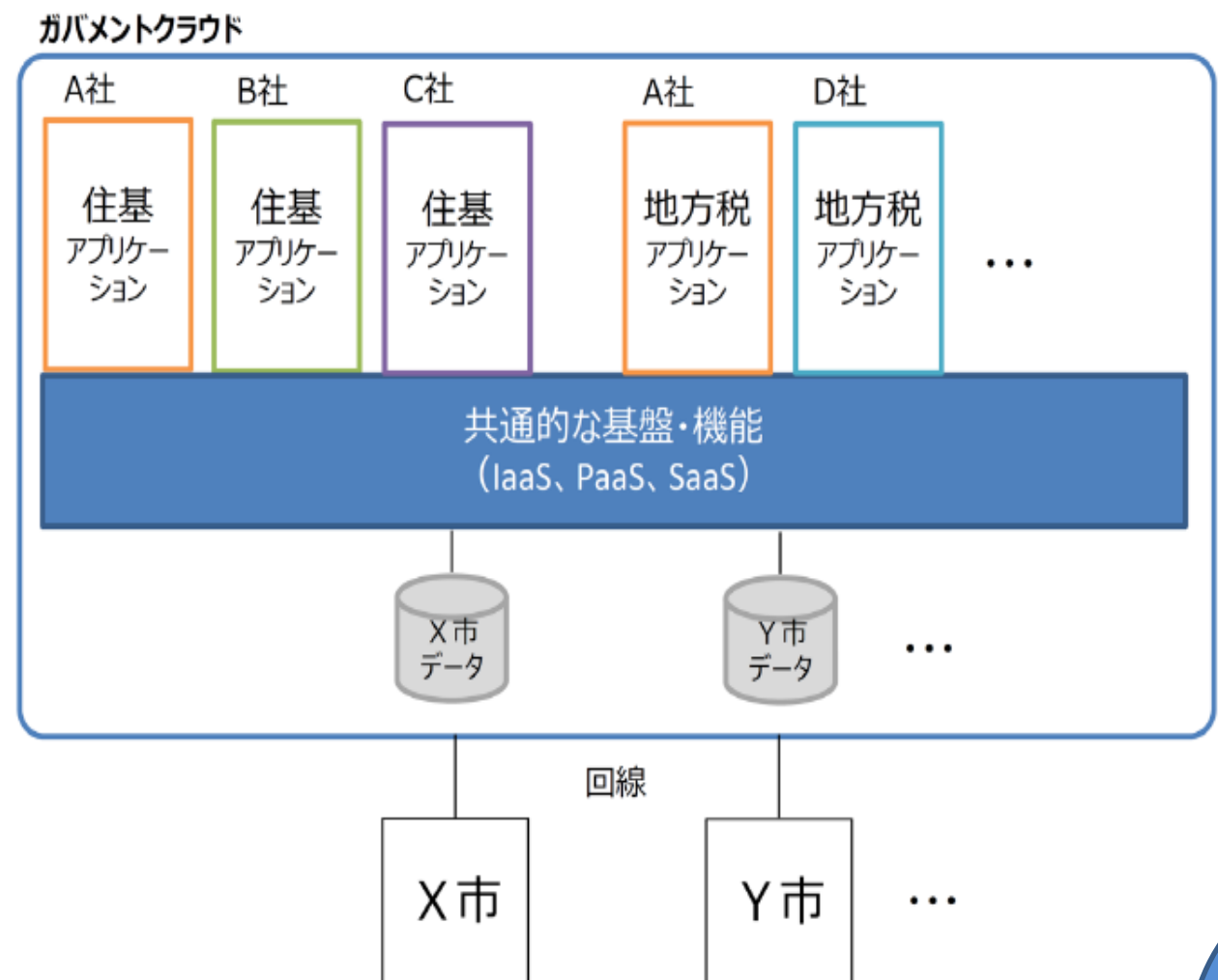
2 ガバメントクラウド (Gov-Cloud) について

(1) 地方自治体によるガバメントクラウドの活用

- 政府の情報システムについて、共通的な基盤・機能を提供する複数のクラウドサービス (IaaS、PaaS、SaaS) の利用環境であるガバメントクラウドを早期に整備
- 地方自治体の情報システムについても、ガバメントクラウドを活用できるように、具体的な対応方策や課題等について検討

対応方針

- ①アプリケーション開発事業者は、標準仕様に準拠した基幹業務等をガバメントクラウドに構築できる
- ②アプリケーションは複数の事業者がガバメントクラウドに構築し、地方自治体はその中から選択可能
- ③地方自治体は、基幹業務等をオンラインで利用可能に

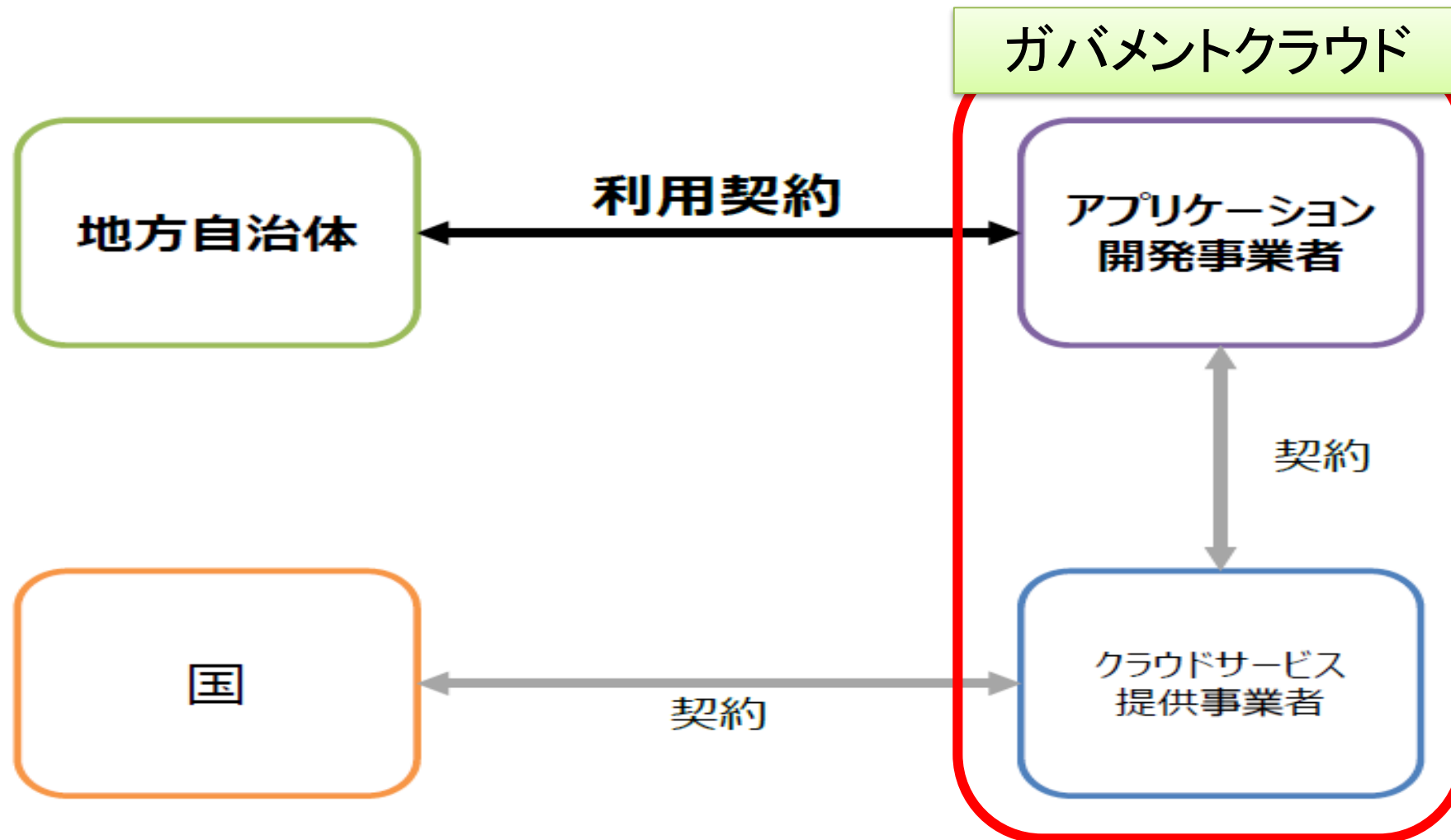


(2) ガバメントクラウドのメリット



- コスト削減
 独自のサーバ等が不要、共同利用、競争によるコスト削減、使い勝手の向上
- 迅速な構築と柔軟な拡張
 新しいサービスを早く届けることが可能に
- データ連携・移行が容易
 入力の手間を省いたワンスオンリーのサービスを提供
- 高いセキュリティー対策・運用監視

(3) 地方自治体が業務アプリを利用する契約



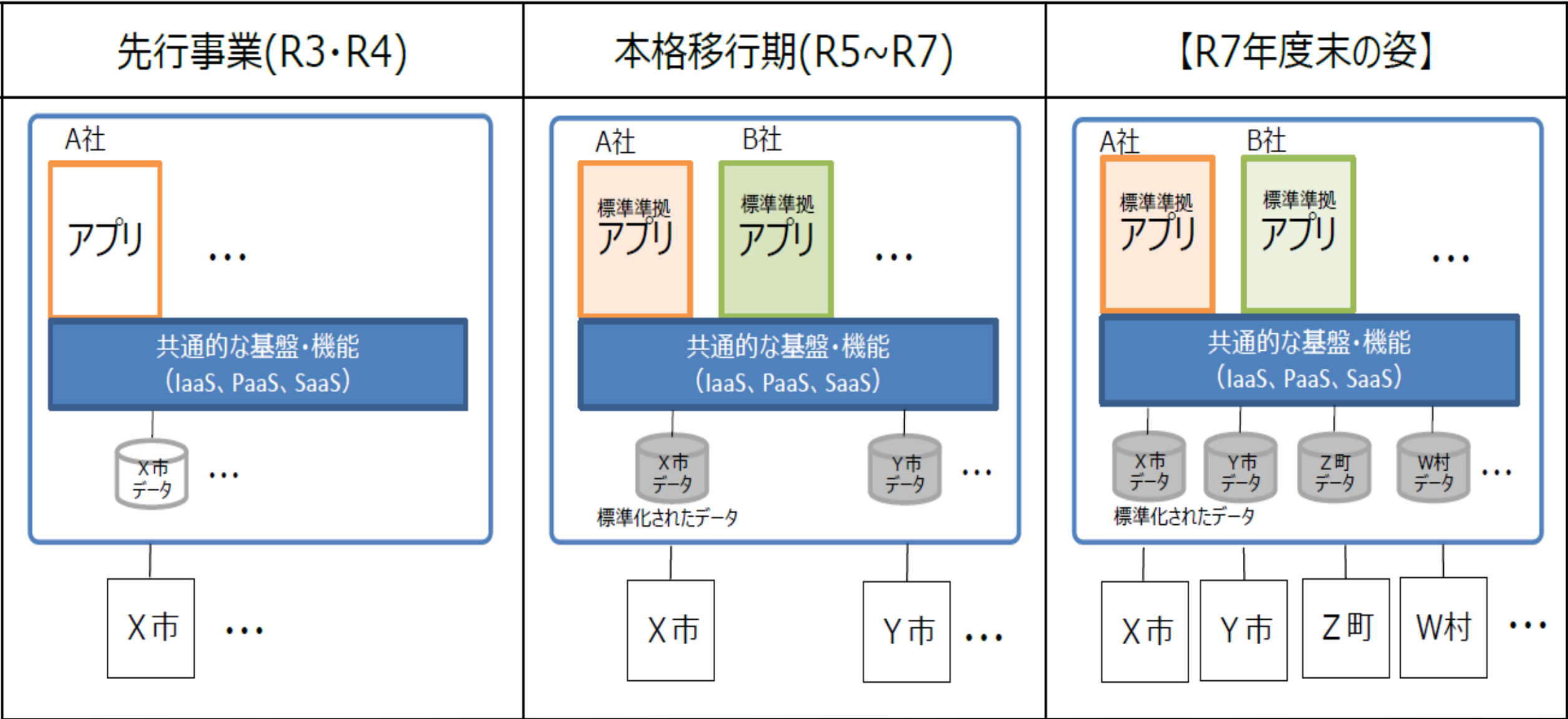
- 国は、ガバメントクラウドサービス提供事業者と契約
- アプリケーション(システム)開発業者は、クラウドサービス提供事業者とガバメントクラウド内でのシステム構築・サービス提供を行うための契約を行う
- 地方公共団体は、希望するシステムを運営するアプリケーション開発事業者と利用契約を結んで利用
- 具体的な契約方法、費用分担、責任分界点は今後詳細化

(4) 地方自治体の業務システムの統一・標準に向けたスケジュール

- 原則、自治体の基幹系情報システム（17業務）については、令和7年度末までに、デジタル庁が調達するガバメントクラウドを活用し、標準準拠システムを利用できるようになる

	2020 R2年度	2021 R3年度	2022 R4年度	2023 R5年度	2024 R6年度	2025 R7年度	2026 R8年度
統一 ガバメントクラウドの提供 〈IT室〉		先行事業（一部稼働）	ガバメントクラウドを提供				
標準化法 〈IT室・総務省・各府省〉		法案提出	基本方針	基準			
標準化 共通要件の基準 （標準仕様書） 〈IT室〉		データ要件・連携要件の基準 （標準仕様書）の策定		調整			
機能要件の基準 （標準仕様書） 〈各府省〉		17業務の機能要件の基準 （標準仕様書）の策定					
標準準拠システムの開発 〈ベンダ〉			開発 （ガバメントクラウド上でのサービス提供前提）				
自治体		先行事業 （一部稼働し、ガバメントクラウドの利用環境・運用の詳細や、効率的な移行方法を検討等）		ガバメントクラウド利用自治体 順次拡大 （R7年度末までに原則、ガバメントクラウドへ移行）			
				標準準拠システムへの移行 （自治体はガバメントクラウドを活用し、標準準拠システムを利用）			

(5) スケジュール (イメージ)



○ガバメントクラウドの活用を開始

○標準仕様に準拠した業務アプリが構築され、地方自治体が順次、活用を開始

○原則、全ての自治体で活用を開始

(6) 先行事業について

- 原則、基幹業務システムについては、令和7年度末までにガバメントクラウドを活用して標準準拠システムを利用できるようにするため、業務システムの更新時期が近付いている市町や、希望する市町を対象に、IT室（デジタル庁）は、先行事業を実施開始
- 課題の検証等を行うため、費用は国がすべて負担（令和2年度3次補正予算事業）
- 参加を希望する市町に対し、令和3年3月末までに公募を開始（別途通知）

1.対象市町

- ・ 基幹業務のシステム
- ・ 基幹業務のシステム及び基幹業務以外のシステム

2.対象とする業務システム

- ・ 基幹業務のシステム
 - ・ 基幹業務のシステム及び基幹業務以外のシステム
- ※ 基幹業務システムの標準仕様を策定し終えるタイミングは令和4年夏であるため、それ以降、標準準拠システムへの移行が必要（移行経費は補助金の対象となる）
- ※ シングルクラウドとマルチクラウドの比較も検証しその費用は国が負担

	シングルクラウド環境	マルチクラウド環境
基幹業務のみ	Aパターン	Cパターン
基幹業務+基幹業務以外	Bパターン	Dパターン

3 まとめ

区 分	2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)
「ガバメントクラウド」の提供 【内閣官房】						
自治体基幹系17システムの 標準仕様の策定 【内閣官房・各府省】	法案提出 	仕様策定・仕様の調整(データ要件・連携要件等、17業務の機能要件) 				
	①住民記録システム：R2年策定の標準仕様書を必要に応じて改定 					
	②第1グループ(7業務) R3年8月までに標準仕様書を作成 					
	③第2グループ(8業務) R4年8月までに標準仕様書を作成 					
	④国民健康保険：R4年夏までに標準仕様書を作成 					
標準準拠システムの開発 【事業者】	標準準拠システムの開発(ガバメントクラウドでのサービス提供前提) 					
自治体	システムの標準化・ガバメントクラウドへの移行 					
国の主な支援策等	<ul style="list-style-type: none"> ・国が策定する標準仕様書に基づく情報システムの利用を義務づけるなど、実効的に推進するための法案の提出 ・自治体等の意見を聞きながら17業務の標準仕様書を作成 ・基幹業務システムのガバメントクラウドへの移行に必要な準備経費、システム移行経費に対する補助(国費10/10) 					

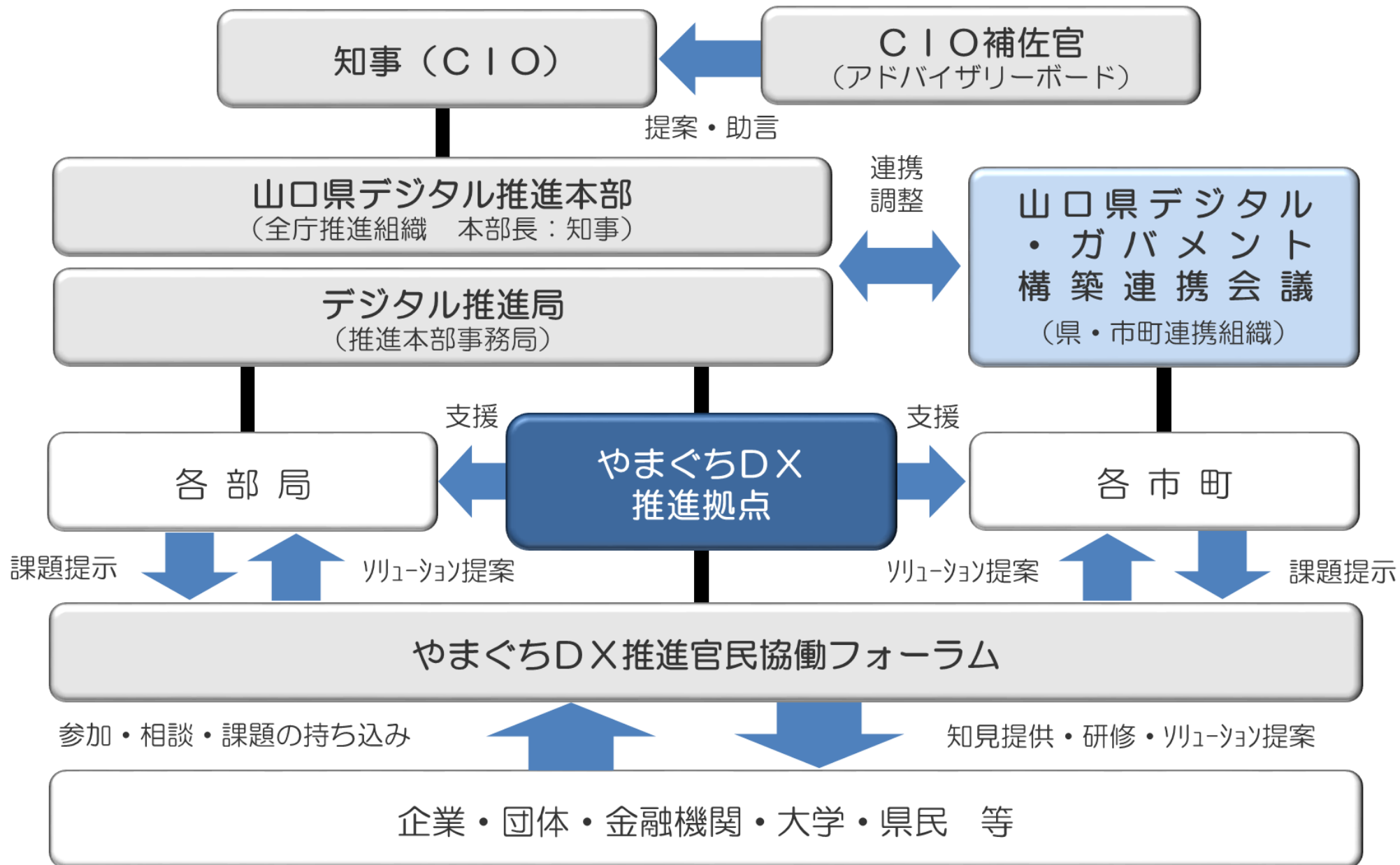
第1グループ：介護保険、障害者福祉、就学、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税

第2グループ：選挙人名簿管理、国民年金、後期高齢者医療、生活保護、健康管理、児童手当、児童扶養手当、子ども・子育て支援

デジタル関連の県の取組状況について

デジタル改革に向けた新体制の整備について

庁内の推進体制はもとより、市町や民間等との連携・協働体制を以下のとおり構築の上、官民が一体となって改革を実行



デジタル関連の新規事業等について

新 やまぐちDX推進事業

544,600千円

デジタル社会の実現に向け、全県的なDXを推進するための拠点を整備し、相談対応やデジタル化の技術的支援、人材育成等を実施するとともに、多様な主体との連携・協働により、地域課題の解決や新たなイノベーションの創出等を推進する

やまぐちDX推進拠点(仮称)の整備・運営

- ・「やまぐちDX推進拠点(仮称)」を設置
- ・相談員を配置し、DXコンサルティングやデジタル化の技術サポート、デジタル人材育成を推進

Point

市町からの相談に対応
デジタル人材育成推進

《イメージ》



Point

アプリやデータプラットフォームが利用可能

山口県版クラウド「Y-Cloud(仮称)」構築

- ・官民が共同で利用できるデータプラットフォームやAI開発アプリケーション等を格納した山口県版クラウド「Y-Cloud(仮称)」の構築

Point

目的に応じた
フレキシブルな連携

拠点整備

推進体制

DX推進官民協働フォーラム創設

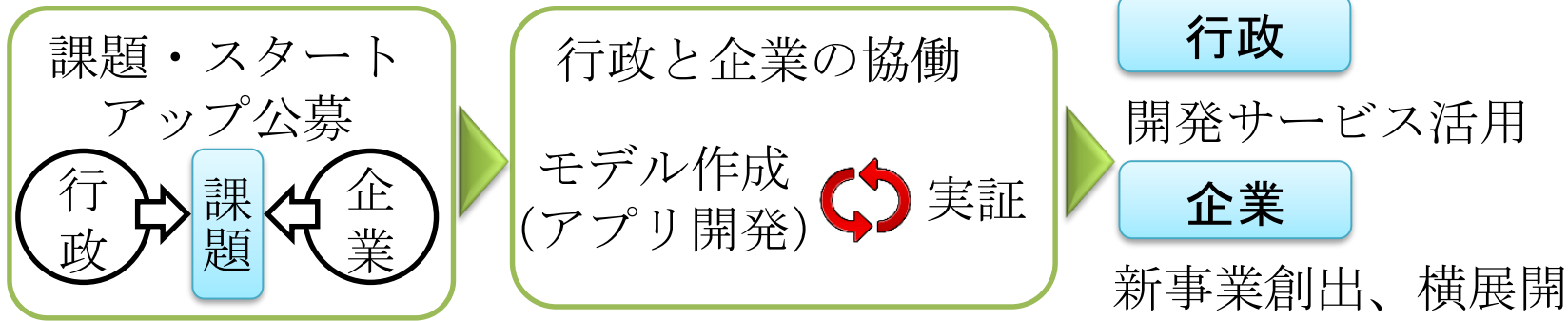
- ・行政・民間・大学・地域・個人等による連携・協働の取組のための受け皿体制の構築
- ・参加者はDX推進拠点の機能を活用

地域課題解決

オープンイノベーション創出



シビックテック推進



Point

行政課題の解決
ソリューションの横展開

シビックテックにおいては、
市町から課題を募集

データ活用

データドリブン

- ・オープンデータ化の推進
- ・データプラットフォームの充実・利活用促進
- ・データアカデミーによるデータ利活用の研修・実践

Point

オープンデータ化推進
データ利活用の促進
データ活用人材育成

デジタル人材育成

AI人材育成プログラム推進

- ・AI学習プログラムのオンラインでの無料開放
- ・課題解決能力向上に向けた実践的なハンズオン勉強会

Point

県民向けAI人材育成
DXリーダー育成
若年層の育成

DXリーダー育成

- ・県・市町でDXリーダー育成（ローコード技術活用）

やまぐち未来維新塾DX

- ・県内企業若手社員と高校生・大学生が共に学ぶアイデアソン・ハッカソン等を行い、新たな価値を創造するデジタル人材の育成を推進

県・市町RPA等共同利用推進事業 18,260千円

県内自治体のデジタル・ガバメントの実現に向け、自治体行政の様々な分野で県と市町が共同してRPA等のデジタル技術の導入に取り組むことにより、行政サービスの更なる向上を目指す

RPA・AIで効率化できる対象業務の掘り起こし(RPA・OCR等)

業務プロセスの標準化の検討

効果検証・課題整理(横展開に向けた対応策等)

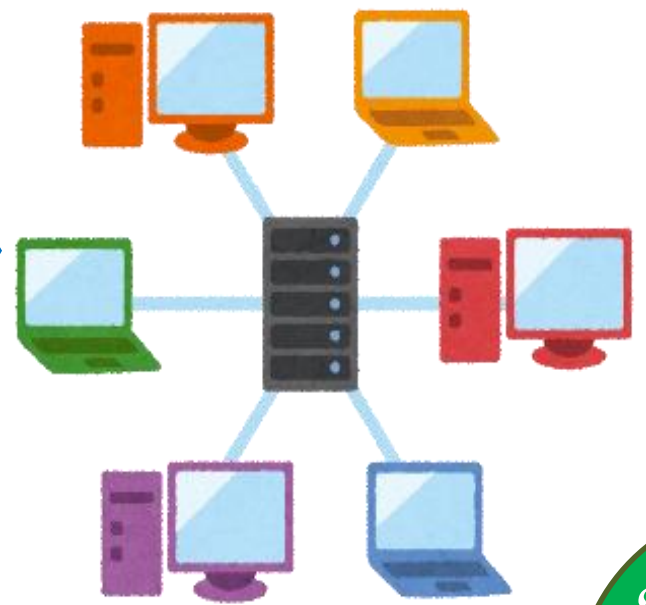
〔県・市町によるRPAの共同利用化〕

県・市町



他の市町へ積極的に展開

クラウド型RPAの共同利用の実現



デジタル・ガバメント構築に向けた県・市町の取組状況について

デジタル・ガバメント構築に向けた現状調査の結果について

1 組織体制整備

(1) 全庁的な推進体制の整備状況

- 山口市、防府市、光市、周南市が推進体制を整備予定、8市町が検討中

(2) 体制を整備する上での課題

- 具体的な推進体制について検討が進んでいない(4市町)
- 関係部署との連携、調整、情報の共有化(3市町)
- 人材不足(3市町)

2 デジタル人材（副業・兼業人材を含む）の確保

(1) CIO補佐官等の外部人材の配置状況

- 山口市で配置済み、防府市、周南市、山陽小野田市が配置予定、7市町が検討中

(2) 外部人材を確保する上での課題

- 人材不足・人材確保が困難(7市町)
- 業務内容、勤務条件、権限の検討等(5市町)
- 予算の確保(3市)

3 業務システムの標準化・共通化

(1) 基幹系 17 業務のシステム化の状況等

① システム化の状況

- 大部分の業務についてシステム化されているが、「就学」は 4 市町、「児童扶養手当」は 4 町でシステム化されていない

② 更新時期

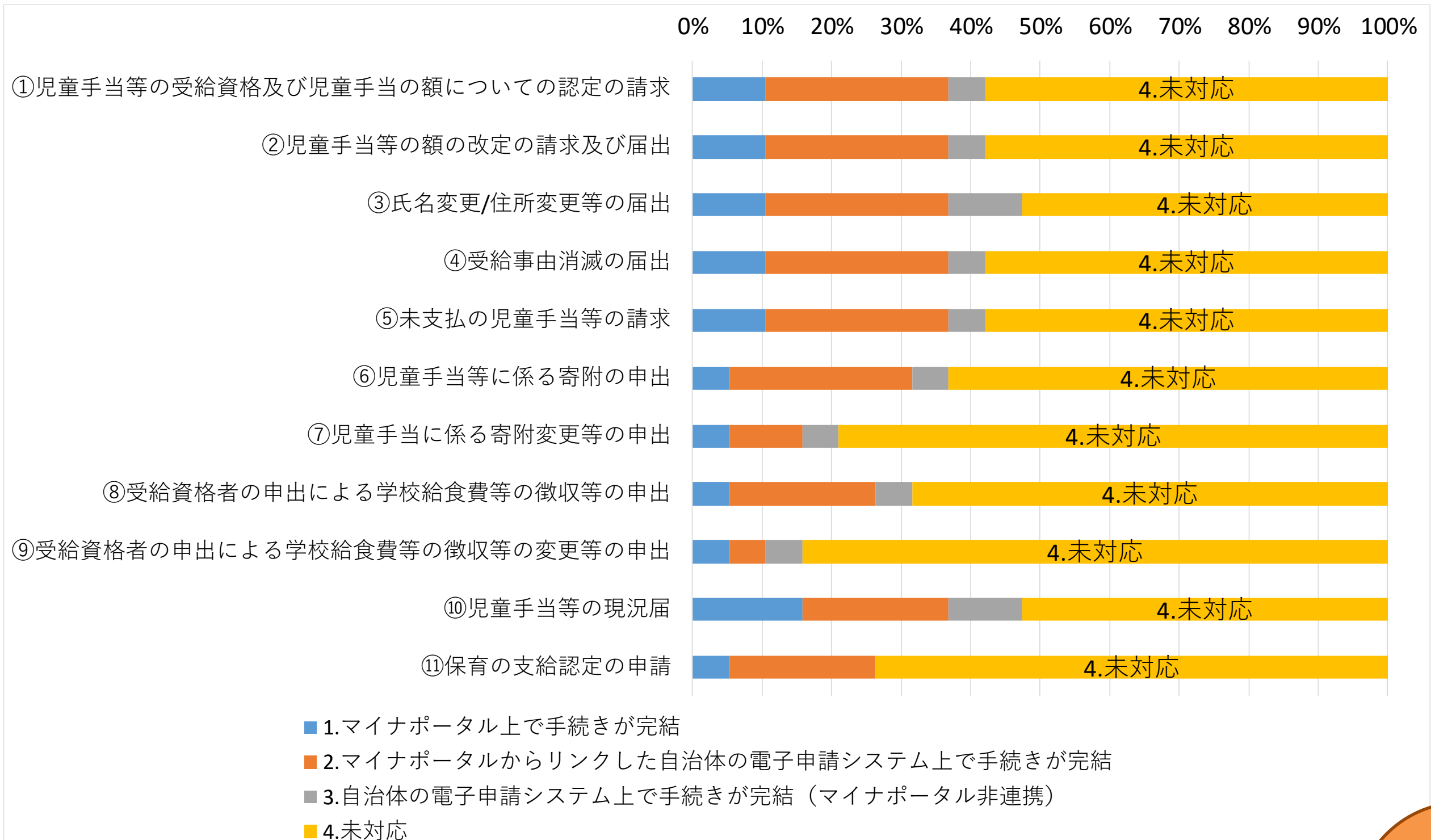
- 自治体クラウド整備済みの 12 市町は、次期更新が令和 9 年度又は 11 年度となっており、標準化期限である令和 7 年度までに前倒しが必要
- これ以外の市町のシステムも、半数以上が令和 7 年度以降に更新

(2) 基幹系 17 業務システムを、令和 7 年度を目標に「(仮称) Gov-Cloud」を活用した国標準仕様に準拠したシステムへ移行するに当たっての課題

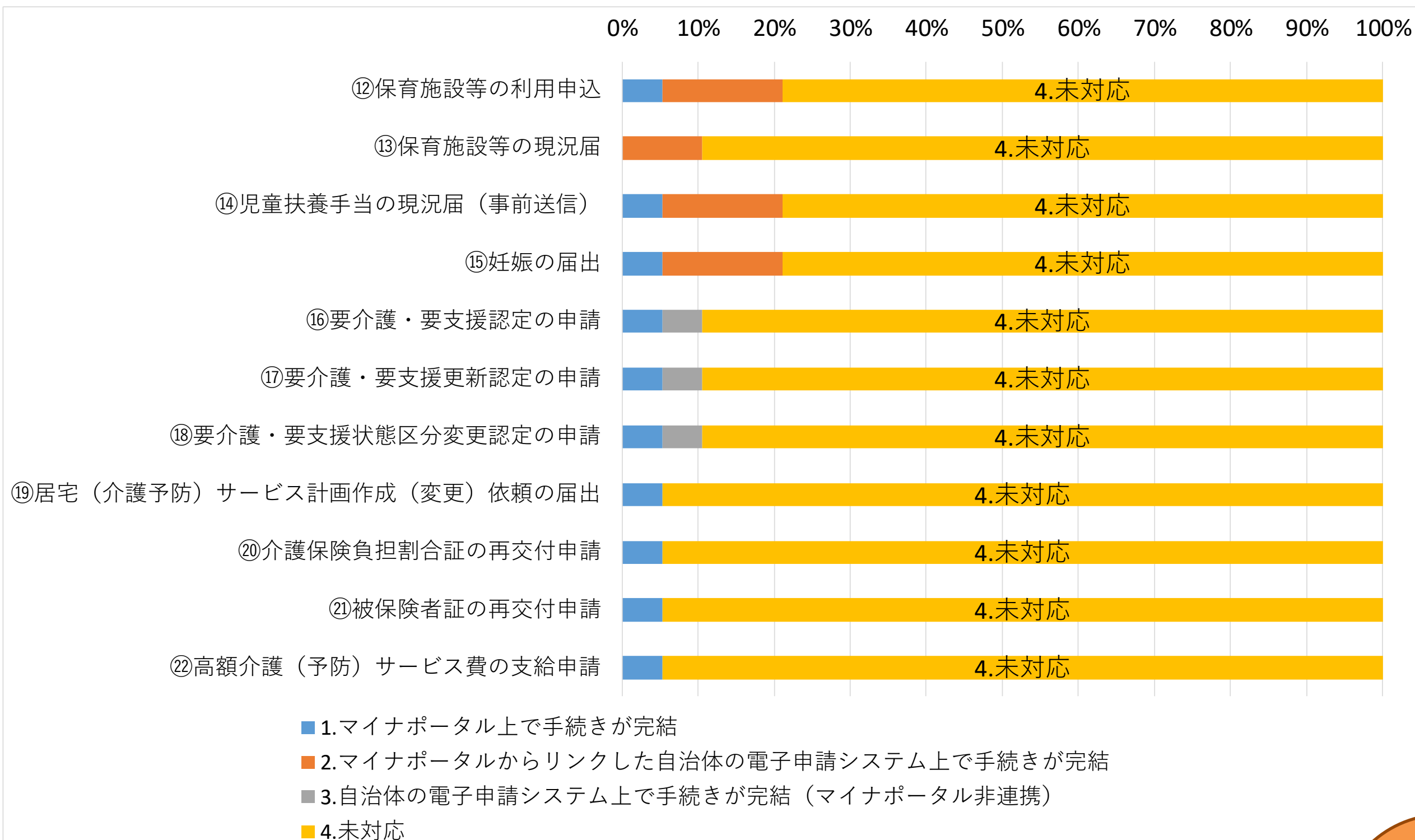
- システム更新時期が移行目標後であること(14 市町)
- 移行に当たっての財政負担(12 市町)

4 行政手続のオンライン化

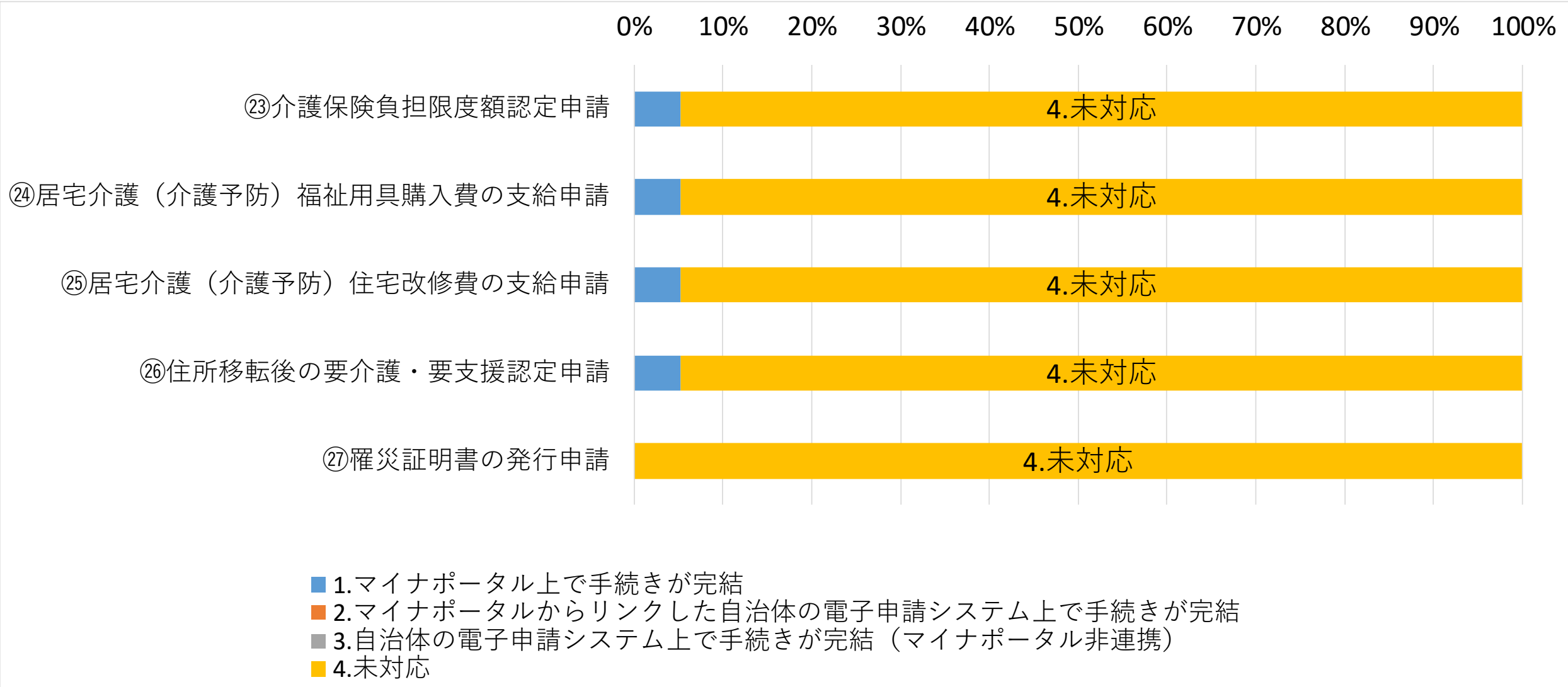
(1) オンライン化の状況



(1) オンライン化の状況



(1) オンライン化の状況



(2) マイナポータルからマイナンバーカードを用いたオンライン手続きの課題

- オンライン化に係るコスト (3市)
- マイナンバーカードが普及していない (6市町)
- デジタルデバイス対策 (3市町)

5 AIの導入状況等

(1) 業務へのAIの活用やAIを活用した住民サービスの事例

【AIによる音声認識技術を活用した議事録作成支援システムを導入】

下関市、宇部市、萩市、防府市、光市、山陽小野田市（6市）

【AIチャットボット】

下関市、山口市（2市）

【AI-OCR】

宇部市、山口市、下松市、岩国市、柳井市、周南市、山陽小野田市（7市）

《参考：県》

議事録作成支援システムを導入

(2) 業務や住民サービスへのAI活用を進める上での課題

- 費用対効果（10市町）※町は6町全て
- 効果的な対象業務の選定等（5市）

6 RPAの導入状況等

(1) RPAを導入した業務

【導入済み市町】

下関市、宇部市、山口市、岩国市、周南市、山陽小野田市、周防大島町(7市町)

【導入業務】

要介護認定、庶務事務、児童手当、乳児医療、占用許可、出生届、税務、国保、ふるさと納税等

《参考：県》

法人県民税・法人住民税の調定、年末調整帳票出力、源泉徴収票等法定調書作成、給与帳票作成、時間外勤務簿作成集約等(21業務)

(2) 業務にRPAを導入する上での課題

- 費用対効果(11市町)
- 業務担当者の理解、協力が得られない(5市町)
- 導入に向けた業務フローの見直し(4市町)
- シナリオ作成が困難(4市)

(3) 共同利用の実証について(参加希望・対象業務)

- 希望あり：11市町
- 対象業務：既に共同利用中のシステム(電子申請、施設予約)、全市町に共通する事務(福祉、税、庶務、住民基本台帳異動届、マイナポータル関連、特に小規模自治体でも処理量が多い事務)等

7 テレワーク環境の整備状況等

(1) 在宅勤務環境の整備状況

- 庁内LANにリモート接続できる在宅勤務環境を整備（6市町）
（J-LISが行う自治体テレワークシステム推進実証実験事業には5市が参加）
《参考：県の状況》
本年度、LGWAN接続系の職員パソコンにおいて、閉域SIMにより、全職員（コロナ対応除く）がローテーションで在宅勤務できる環境を整備

(2) サテライトオフィスの整備状況

- 出先機関等にサテライトオフィス環境を整備（5市）
《参考：県の状況》
県庁や県民局等にネットワークパソコン、電話、プリンター等を備えたブースを設置し、出張時の所属への報告等に利用可能な環境を整備

(3) モバイルワーク環境の整備状況

- 閉域SIM等によりリモート接続する環境を構築（3市）

《参考：県の状況》

本年度、全所属（約160か所）にモバイルワーク用端末を配備
LGWAN系にある職員パソコンにリモート接続する環境を整備

(4) テレワーク環境を整備する上での課題

- イニシャル及びランニングに係るコスト（8市町）
- セキュリティ対策（5市町）
- テレワークやWeb会議におけるトラブル等について、対応にあたる情報担当部門の負担増加（3市町）

8 その他

(1) 行政手続における押印の見直し状況

- 各市町において、住民等に求めている押印について、条例・規則・要綱・要領等に基づくものは廃止を進めている（全市町）
 - また、国、県の法令等によるものについては、法令等の改正を踏まえ、順次押印廃止を進めることとしている（全市町）
 - 電子決裁の導入（4市が導入済、2市が導入予定、8市町が検討中）
- 《参考：県の状況》
- ・住民等に求めている押印について、要綱・要領等に基づくものは本年度10月に廃止、条例・規則等に基づくものは本年度中に廃止
 - ・国の法令等に基づくものは法令改正等を踏まえて対応
 - ・内部の押印については、意思決定におけるものは来年度に電子決裁システムを導入し、押印を廃止する

(2) 手続きのオンライン化（書面規制の見直し）の状況【条例・規則、要綱・要領等に基づく行政手続】

- 実施について決定もしくは検討中（12市町）
- 《参考：県の状況》
- ・申請件数が500件を超える優先度の高い手続は来年度中に完了予定
 - ・その他の手続については令和4年度中に完了予定

(3) デジタル・ガバメントに関する先進的な取組で他市町に横展開できそうなもの

【防府市】

新型コロナウイルス感染症のリスクを下げるために、本庁窓口の混雑を緩和できるよう、15公民館から市役所の各担当窓口を結び、ビデオ通話可能なオンライン相談システムを整備

(4) 県・市町がデジタル・ガバメントの構築に向けた取組を連携して進めていくに当たっての県に対する意見・要望

- システム、RPA、AI等の共同利用に対する積極的な調整
- 専任職員を置くことが困難な小規模自治体に対する体制支援
- 標準化等にあたって、移行期限の柔軟な対応や財政支援の検討など、市町に対する配慮に係る国への要望
- 官民データの流通・活用に向け、データ連携基盤等についての情報共有
- デジタル・ガバメント推進について、積極的なリーダーシップの発揮

意見交換等

今後の進め方

○ 組織体制整備・デジタル人材の確保

- ・デジタル人材の確保に向けた支援策の検討
- ・やまぐちDX推進拠点(仮称)におけるデジタル人材育成

○ 情報システムの標準化・共通化・行政手続のオンライン化

- ・標準化、共通化の検討を行うため、ワーキンググループ等を設置
- ・公共施設予約サービスや電子申請サービスの共同利用の拡大
- ・全国知事会等を通じた国に対する要望の実施

○ AI、RPA等

- ・県・市町RPA等共同利用推進事業の実施
- ・「Y-Cloud(仮称)」によるAI開発アプリケーションやデータプラットフォーム提供

○ 光ファイバ整備等

- ・国補助事業の継続・拡充、ブロードバンドのユニバーサルサービス化について、国の動向を踏まえ、全国知事会、地方三団体等を通じて、引き続き要望
- ・県、市町の連携による通信事業者への5G基盤整備の働きかけ

デジタル社会の実現に向けた光ファイバの整備促進 及びユニバーサルサービス化に関する緊急提言

光ファイバは、インターネットなど高度情報通信ネットワークを支えるICTインフラとして、今般のコロナ禍を契機に国を挙げて社会全体のデジタル化が進められる中、その重要性が一段と高まっている。昨年12月25日に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」においても、光ファイバ網等の高度情報通信ネットワークは、デジタル社会におけるデータの活用に必要な前提となるものであることから、広く国民の利便性向上等を図るために、その整備・維持・充実に努めるとされている。

デジタル社会が進展すればするほど、光ファイバは、まさに道路や水道、電気などと同じく、国民生活や経済活動にとって欠かすことのできない重要な社会インフラである。

しかしながら、過疎地や離島等の「条件不利地域」においては、依然として多くの光ファイバ未整備地域が残されている。例えば、全国の有人離島における光ファイバの整備率は、離島数ベースで63%（令和2年度国補正予算活用後見込み）に止まっており、未だ整備の見通しが立っていない地域もあるなど、まだまだ厳しい状況と言わざるを得ない。

他方、国の「ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会」では、2021年度末までに光ファイバの整備が完了するとの前提の下、その後の維持を基本として「ブロードバンドのユニバーサルサービス化」が検討されている。ユニバーサルサービス化に向けた取組については評価するものの、光ファイバの未整備地域が決して置き去りにされることのないよう、また、設備の拡充など「整備」という観点も含めて、議論が進められる必要がある。

国は、前述の基本方針の中で、今般の「デジタル改革」が目指すデジタル社会のビジョンとして、「一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」を掲げ、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を進めるとされている。

地方三団体としても、これが確実に実現され、地域によってデジタルサービス格差が生じることのないよう、国と心を一つに、全力で取り組んでいくとの決意の下、以下の項目について緊急提言を行うものである。

1 光ファイバの整備促進

コロナの時代における「新たな日常」や、Society5.0時代に対応した様々なサービスを提供していくためには、全国くまなく、誰もが希望する場所で安定的に「光ファイバによる超高速ブロードバンド」を利用できる環境が必要である。

国は、令和2年度補正予算において、光ファイバ整備の支援に係る予算措置を大幅に増額し、併せて支援対象を条件不利地域以外にも拡大され、これが、それまで整備が進まなかった地域での整備促進につながっているが、実際の整備には、各地域の実情等に応じて一定の期間を要することから、今後もこうした支援制度を継続すること。

また、特に離島については、「海底ケーブルの敷設」により整備費や維持管理費が多額になるなど、財源面のハードルがなお高いことから、支援制度の一層の拡充を図ること。

さらに、災害等の非常時においても、高度情報通信ネットワークの機能が維持されるよう、「国土強靱化の観点」に立って、「光ファイバ網の多重化や地中化」等を促進するための新たな支援制度を創設すること。

2 光ファイバの高度化支援

コロナ禍において急速に普及したテレワークや、取組が進展した遠隔教育、遠隔医療などは、これからの「新たな日常」の中で、ますます活用の拡大や多様化が進んでいくと見込まれ、現在の光ファイバ網の性能では、通信量の増大等に対応できなくなることが懸念される。

このため、単に光ファイバが敷設されているというだけでなく、社会的ニーズの変化や技術進展に応じ、芯線増強や機器更新等によって、伝送速度や通信の安定性、通信容量等の性能を十分に備え、持続的かつ安定的に利用できる環境を確保していく必要があることから、こうした光ファイバ網の性能の高度化に対する支援制度を拡充すること。

3 光ファイバのユニバーサルサービス化

将来に向けて、国民があまねくデジタル社会の恩恵を享受するためには、光ファイバ等による超高速で安定したブロードバンド環境を全国くまなく整備した上で、ニーズの拡大や高度化等を踏まえながら、継続的に維持・拡充・更新していく必要がある。

そのためには、安定的な財源の確保が不可欠であることから、光ファイバ等の超高速ブロードバンドをユニバーサルサービスとして速やかに位置付けるとともに、競争補完のために設けられる交付金制度においては、設備等の拡充・更新に係る整備費と、維持管理費の両方を費用負担の対象経費とすること。

また、当該交付金のユニバーサルサービス提供事業者への配分については、整備・維持に多額のコストを要する離島等の「条件不利地域に十分配慮」した方法とすること。

4 公設光ファイバの民間移行に対する支援

公設の光ファイバ網については、地域の情報通信サービスの基幹となる重要なインフラである一方、利用者が少なく、維持管理費や更新経費等を料金に転嫁することが難しいため、「構造的に不採算」の状況にある。

このため、効率的な管理運営を進める観点から、民間への移行を行おうとする場合にも、コスト面が支障となり、協議が進展しないことから、これを「ユニバーサルサービス制度の対象」とするほか、民間移行を促進するための地方自治体への支援制度について、更なる拡充を図ること。

5 光ファイバ整備等に関する地方との協議

社会全体のデジタル化に当たり、光ファイバ等のブロードバンド基盤の在り方は、地方に大きな影響を及ぼすことから、その議論については、「広く地方自治体の参加を可能」としたオープンな形で実施し、また、離島等に関する問題を個別の視点に加えるなど、地方の意見をしっかりと踏まえる手法で進めること。

この観点からも、「国と地方の協議の場」における「デジタル化に関する分野別分科会」等を設置し、地方の声を反映させるプロセスを設けること。

令和3年2月4日

全国知事会
全国市長会
全国町村会